

コロナパンデミックと グローバル企業の戦略

—新たな経済をめざしてどうたたかうか—



駒澤大学名誉教授

おぐり たかし
小栗 崇資

1. はじめに

新型コロナ COVID-19の世界的感染拡大（パンデミック）は、終息の見通しもないまま続こうとしている。このコロナパンデミックは百年に1度といわれるような人類社会に対する危機をもたらし、私たちの労働や生活に大きなダメージを与え、経済や社会のあり方を大きく変えようとしている。すでにコロナ禍が襲う前から、社会や環境に様々な変化が起きつつあったが、コロナ危機はその動きを加速し変容させる役割を果たしている。

本稿は、多国籍企業・グローバル企業が21世紀に入ってからどのように変貌し、コロナパンデミックの中でどのような戦略をとろうとしているかに焦点を合わせて考察を行うものである。それは世界と日本の経済がどのような方向に展開していくかという問題とも関連している。アフター（ポスト）コロナにおいて、経済と社会はどのように変化していくか、そうした変化をめぐって資

本と労働の間でどのような対抗・対決が生まれていくかを明らかにすることが求められている。本稿では、グローバル企業の動向を分析するとともに、資本主義はどこに向かおうとしているか、経済と企業のあり方はどうあるべきか、についても検討を試みたい。

2. コロナ禍の中で利益を上げる グローバル企業

コロナ禍によって、世界経済はリーマンショックをはるかに超えるこれまでに経験したことのない危機に直面している。日本のGDP（4～6月期）が発表されたが、年率換算で28.1%のマイナス成長となり、事実上、戦後最悪の落ち込みとなると予想される。世界各国を見れば、イギリス59.8%減、フランス44.8%減、ドイツ34.7%減、アメリカ32.9%減と軒並み大幅なマイナス成長が見込まれている。こうした経済危機は多くの企業や事業を直撃し、経営と労働に多大な困難を強いるものとなっている。

しかし、こうしたコロナ危機の中で一部のグ

表1 コロナパンデミックで超過利益を得た米企業 17 社

(単位：億ドル)

企業名	業種	平均利益 (2016～19年)	当期利益 (2020年)	パンデミック による 超過利益	増加率
マイクロソフト (Microsoft)	テック企業	25.46	46.27	20.81	82%
グーグル (Google)	テック企業	24.30	34.52	10.22	42%
インテル (Intel)	テック企業	15.50	22.74	7.23	47%
アップル (Apple)	テック企業	52.21	57.22	5.01	10%
ジョンソン・エンド・ジョンソン (J&J)	製薬企業	12.06	17.17	5.10	42%
メルク (Merck)	製薬企業	5.59	10.15	4.55	81%
フェイスブック (Facebook)	テック企業	16.69	20.96	4.27	26%
ウォルマート (Walmart)	小売企業	11.22	15.03	3.81	34%
アマゾン (Amazon)	小売企業	6.77	10.56	3.80	56%
ビザ (VISA)	金融企業	8.77	12.48	3.71	42%
ユナイテッド・ヘルス (United Health)	ヘルスケア企業	10.85	13.75	2.90	27%
シスコシステム (Cisco Systems)	テック企業	8.02	10.78	2.76	34%
CVSヘルス (CVS Health)	ヘルスケア企業	4.49	7.22	2.73	61%
オラクル (Oracle)	テック企業	8.29	10.76	2.47	30%
アッヴィ (AbbVie)	製薬企業	6.21	8.44	2.23	36%
ファイザー (Pfizer)	製薬企業	13.99	15.79	1.80	13%
ホームデポ (Home Depot)	小売企業	9.74	10.97	1.24	13%

(出所) OXFAM (2020) 20ページの表をもとに筆者作成。

ローバル企業は逆に大幅な増収・増益となっている。今日のグローバル企業の代表ともいわれるGAFAM（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン+マイクロソフト）を見ると、1～6月の半年間の売上において前年同期比で次のような巨額な増収が生じている（グーグルは持株会社アルファベットで表示されるが、以下グーグルで統一）。

アマゾン 1644億ドル（34%増）

アップル 1180億ドル（6%増）

グーグル 795億ドル（6%増）

マイクロソフト 731億ドル（14%増）

フェイスブック 364億ドル（14%増）

また、ナスダック市場の上位100社の時価（株価）総額（7月22日時点）においてGAFAMのシェアは増大しており、5社で46.3%（アップル12.0%、マイクロソフト11.3%、アマゾン、11.2%、グーグル7.6%、フェイスブック4.2%）に達している。時価総額でトヨタを抜いたテスラですら2.7%のシェアであることと比較すると、いかにこの5社の証券市場での時価が巨額なものとなっているかが分かる。

8月19日にはアップルの時価総額は米企業では初めて2兆ドル（約212兆円）に達し、サウジアラビアの石油会社サウジアラムコを抜いて世界1位となった。

国際NGOのオックスファムは7月22日にレ

ポートを発表し、コロナ禍の中でもっとも利益を上げると予測される企業について指摘している(OXFAM, 2020)。レポートでは、上位25社について検討し、その中で16～19年の間の平均利益額を上回る利益を20年中に上げると見込まれる17社を明らかにした(表1参照)。

1位のマイクロソフトは25億4600万ドルの平均利益に対して46億2700万ドル(82%増)の利益、17位のホームデポは9億7400万ドルの平均利益に対して10億9700万ドル(13%増)の利益となり、平均を超過する17社の利益は総額で約85億ドル(約9000億円)となると分析している。17社の内訳は、テック企業(ICT〈情報伝達技術〉テクノロジーを駆使するGAF Aなどの企業のこと)7社、製薬・ヘルスケア企業6社、小売企業(アマゾンここに分類)3社、金融企業1社である。ここには、これまでの自動車や電機などの製造業、運輸や建設のような非製造業は1社も入っていない。労働と生活のデジタル化を推進するテック企業や人間の生命に関わる医薬企業が、コロナ禍を追い風に膨大な利益を上げようとしているのである。

オックスファムによれば、こうしたコロナパンデミック下での利益の多くは富豪たちの手に分配されるという。株式の所有構造で見ると、所得トップ10%が所有する株式は87%であり、下位50%の人達が所有する株式は1%未満にすぎない。コロナ禍の中での超過利益の分配が行われれば、一握りの富豪たちの富は500億ドル以上にも達するとされる。コロナパンデミックの中で「一握りの勝者と大多数の敗者」が生まれているのである。

これに対してオックスファムは、雇用を維持すること、株主の配当に上限を設けること、最高経営責任者(CEO)の報酬を抑えることを要求するとともに、超過利潤への課税を提起している。超過利潤税は1940年に戦時課税として実施された課税策であるが、コロナパンデミックの非常時に

超過利潤税を復活させて、一部の巨大企業の過大な利益や富豪への巨額の利益分配を食い止めるべきと主張している。



3. テック企業・デジタル企業による新たな独占

このような超過利潤をGAF Aなどのテック企業・デジタル企業が独り占めすることができたのは何故であろうか。労働と生活におけるネットワーク化・デジタル化が進む中で、それをICTテクノロジーによりビジネス化し、巨大なプラットフォームとして成長したことに要因があるとされるが、それだけではない。そうしたビジネス領域において新たな独占を形成したことが大きく作用しているを見なければならない。

スマートフォンのOS(基本ソフト)ではグーグルの 안드로이드が86.1%、アップルのiOSが13.9%であり、2社で100%の世界シェアとなっている。検索エンジンではグーグルが91.8%のシェア、ソーシャルメディアではフェイスブックが74.0%のシェア、電子商取引(EC)ではアマゾンは38.7%のシェアとなっており、この4社でそれぞれの世界市場において独占的な地位を占めるに至っている(「日経新聞」2020年7月31日)。

これまでのようなモノ作りにおける独占ではない。人間社会のコミュニケーションを支えるデジタルツール(スマホ)やソフト(OSやアプリ)の独占であり、実物市場に代わるデジタル取引と流通の独占である。こうした新たな産業領域において、プラットフォームと呼ばれる巨大企業による新たな独占が形成されているのである。

7月29日にアメリカ下院の司法委員会でGAF Aに対する公聴会が開催されたが、そこでは次のような問題が提起された。

第1は、GAF Aがそれぞれのプラットフォーム上で法外な料金や抑圧的な契約を押し付けてい

表2 GAF Aの企業買収と投資額

	グーグル 2001～2019年	アップル 1998～2019年	フェイスブック 2005～19年	アマゾン 1998～2018年
買収企業数	231社	105社	82社	101社
主な買収企業	モトローラ ユーチューブ アンドロイド	ビーツ・エレク トロニクス インテル子会社	インスタグラム ワッツアップ オキュラスVR	ホールフード リング ザポス
買収金額	322億ドル	89億ドル	243億ドル	238億ドル

(出所) 齋藤 (2020) 33ページの表にもとづき筆者作成。

るといふ点である。第2は、競合他社の事業活動を調べ、競争上の脅威となるかを否かを監視し、競争を阻害しているという点である。第3は、他社のアプリを排除したり検索サービスで他社のサービスを排除するなどして、自社が有利になるように参照機能を歪めたり、外部事業者の販売データを不正に利用するなどして、有害な支配力を行っている点である。第4は、以前から問題となっていた租税回避のためにタックスヘイブンを悪用しているという点である。

こうしたことは、GAF Aが得た利益を企業買収に投じ、自らの領域に競合企業を吸収することによって生まれている。表2はGAF Aの企業買収の件数や投資額を示したものである。膨大な資金を投じることによって、市場を買い取っていることが分かる。

GAF Aによる数多くの地位の乱用や手法が公聴会では明らかになったが、アマゾンのジェフ・ベゾス最高経営責任者は「世界は大企業を求めている」と言っではばからない。司法委員会は、企業買収によって巨大化したGAF Aの分割を検討するとしているが、GAF A公聴会は多くの問題を積み残したまま終わった。

ラナ・フォルハーは、GAF Aはプラットフォーム上で膨大な個人データを握り、あたかも無尽蔵な「デジタル原油」を掘り当てたかのようにそれを利益の源泉としていると述べ、「邪悪な」GAF Aによって「監視資本主義」が作られ、「ビッグテックの活動に制限を課さない限り、自由民主主義と個人の自由と安全が危機にさらされることになる」と批判している（フォルハー、2020、454ページ）。

巨大ICT企業の独占的支配をどう規制してい

くかは、富の偏った配分により格差を広げていくグローバル企業とどうたたかうかということと併せて、大きな課題となっている。



4. グローバル企業・多国籍企業の特徴は何か

UNCTAD (国連貿易開発会議) は毎年、「世界投資報告」(World Investment Report、WIRと略)を公表し、その中で巨大多国籍企業の動向を分析している。ここでは、GAF Aをはじめとするテック企業・デジタル企業もその^{そじょう}俎上に載せられ様々に論じられてきた。そうした新たなグローバル企業をどう見るかが、今日の多国籍企業規制のために重要となっている。筆者は「世界投資報告」にもとづきこの間、多国籍企業の変化を分析してきた(小栗・夏目、2019)。

各年版のWIRにもとづけば、21世紀に入っからの多国籍企業の特徴は次のような点に現れている。

- ①産業だけでなく生活基盤(例:水道事業など)を含むあらゆる面での多国籍企業の関与と支配が強まってきたこと。
- ②株式所有による支配から独占的な経営資源(ノウハウなど)による支配へと多国籍企業の統治・経営構造が変容してきたこと。
- ③デジタル・エコノミー化の中でビジネスの主役が製造中心から情報中心へ大きくシフトし、プラットフォームと呼ばれる巨大ICT多国籍企業(GAF Aなど)が経済を支配するようになってきたこと。
- ④株式所有が重層化・複雑化することで所有国籍

が不透明となり、タックスヘイブンの利用と関連して多国籍企業の富が隠蔽化されていること。

⑤中国や途上国の国有多国籍企業が増大し、多国籍企業レベルでの国家間競争・摩擦が強まってきていること。

⑥ ICT 多国籍企業の資産構成が変化し、有形資産比率の低下（資産軽量化）やキャッシュ比率の上昇（内部留保の増大）が生じることでグローバルな資金フローの構造が変わりつつあること。

さらに2020年版 WIR では、多国籍企業の投資が有形資産から無形資産へと大きく転換してきていることが指摘されている（UNCTAD, 2020）。そうした中でテック多国籍企業がますます重要な存在となり、物的資産を必要とせず「非所有」方式や契約を通じて、デジタル・チャンネルによって世界市場を支配するようになってきたとしている。資産軽量化（asset-light）傾向にあるテック企業は、上位100社の多国籍企業の中で2010年の4社から2020年には15社へと増加し、世界の投資動向にも大きな変容をもたらすものとなっている（GAFA の財務構造の詳しい分析については小栗（2019）を参照されたい）。



5. 予測されるメガトレンドとグローバル企業の戦略

20年版 WIR はさらにコロナパンデミックの嵐の中で、国際投資のトレンドが今後どのようになっていくかについても述べている。

WIR は、新型コロナが世界経済の「ゲームチェンジャー」になるとして、国際的な貿易・投資やグローバル・バリュー・チェーンがメガトレンドの中で大きく転換していかざるをえないと分析している。メガトレンドとは、①テクノロジーのトレンド、②グローバル経済運営のトレンド、③持続可能な開発のトレンドの3つである。

①テクノロジーのトレンドでは、新産業革命へ

と向かう流れを述べている。ロボティクスや AI の開発、クラウドや IoT（モノのインターネット）、ブロックチェーンなどのデジタル化の展開、3D プリンティングなどの生産方式の発展がその主要な要素である。こうした新たなテクノロジーが、産業構造を変え新たな産業セクターをもたらすとしている。

②経済運営のトレンドでは、これまでの多国籍的なグローバル経済から地域的（リージョナル）で互恵的な経済へシフトしていき、その中で保護主義が勢いを増すとしている。そうした地域化、自律・分散化の中で各国の経済政策がより規制的となり、国家の介入が進むことが指摘されている。

③持続可能な開発のトレンドでは、持続可能性のための規則や規制の適用がなお不統一な中で、多国籍企業の経営においてどう持続可能性を目指す方策が取られるかが、これからの国際的な生産ネットワークに重要な意味をもつとしている。そしてSDGs（持続可能な開発目標）への投資の転換が、国際投資のあり方に大きな影響を与えると述べている

このようなコロナパンデミックとメガトレンドの変化の中で、グローバル企業・多国籍企業は新たな戦略を構築していくこととなる。経営戦略もこの3つのメガトレンドに対応して展開していかざるをえないと考えられる。

①のテクノロジーの面では、すでに GAFA をはじめ多くのグローバル企業が、ICT を装備し AI の開発やデジタル・ネットワーク化に膨大な投資を行っている。経営戦略は、製造業・サービスを問わず DX（デジタル・トランスフォーメーション）へと向かう形となっている。こうした競争の中ですでに述べたような新たな市場の独占化と利益の占有化が生じていると見なければならぬ。

②の経済運営の面では、従来のような海外進出による多国籍化ではなく、国内回帰を含む地域化

を目指す戦略となるのではないか。グローバル企業の多くはコロナ危機の中で、地域ごとに自律可能でより強靱（レジリエント）なサプライチェーンを構築する動きに出ている。

③の持続可能な開発という面では、グローバル企業は様々な規制を受ける反面、ESG投資（環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）を重視した経営を行う企業の株式や債券などを対象とした投資方法）のような資本市場からの新たな投資を引き出す戦略もとっていくことになる。

後述するように、コロナ禍の中で新たな資本主義（ステークホルダー資本主義など）が提起されてきており、グローバル企業の一部はSDGsへの取り組みを通じて、新しい投資市場に順応する戦略をとりつつあるように見える。それをどのように評価し、それとどのように対抗するかが運動の側の重要なテーマとなると思われる。

そうした問題を考えるうえで、多国籍企業に対する規制や基準が形成されてきた過程と状況を見てみたい。



6. 多国籍企業規制とSDGs・ESGをめぐる動向

多国籍企業の規制をめぐる様々な取り組みがなされてきた。特にグローバル化が急速に進んだ1980年代、90年代には多国籍企業の横暴な利益追求がもたらす災禍への批判が高まり、国連やILO（国際労働機関）などにより多国籍企業規制の提起がなされてきた（小栗、2012）。80年代、90年代は新自由主義が強まった期間である。新自由主義的な政策とグローバルで無秩序な資本蓄積によって、社会には格差と貧困がもたらされ、地球環境には人間の生存を脅かすほどのダメージがもたらされた。国連を中心に主要国政府や国際機関もそうした惨状に対応せざるをえない状況が20世紀末に生まれた。

そうした中で、国連等の機関が、多国籍企業への対抗（対決）姿勢にもとづく規制を唱えていた状態から、アナン国連総長の時代（1997～2006年）になると、多国籍企業や資本市場の同意を取り付け、彼らを取り込む戦略へと転換がなされた。資本の側も何らかの規制を必要とする段階に至ったことも背景にある。規制をめぐる動きが本格化したのは21世紀に入る頃からである。

2000年に国連は「グローバル・コンパクト」（コンパクトとは誓約の意味）を立ち上げた。企業に対して「人権」「労働」「環境」に関する9原則（後に「腐敗防止」を加えた10原則となる）を自主的に守る行動を呼びかけたものであるが、これが起点となってそれに署名する企業が増大し、企業を巻き込む形態が広がっていった。

2006年には国連の提唱により「責任投資原則」（PRI）が発足した。PRIは6つの原則の中で、「環境、社会、ガバナンス」（ESG）を考慮した投資を機関投資家に呼びかけ、ESG課題を追求する企業とそれを評価し投資をする投資家が生まれる枠組みを提唱した（夫馬、2020）。

さらに2007年には国連は「ビジネスと人権のための枠組み」、2011年にはそれをさらに具体化した「ビジネスと人権に関する指導原則」を提起した。人権を企業や経済の活動の基礎に置くことにより、グローバル・コンパクトやPRIの実効性を高め規制を強めることを狙いとしたものである。それを契機に人権規定の導入がILOやOECD（経済協力開発機構）の文書等において進められた。後に企業における人権をめぐるのは現代的な法制化が図られることになる。

こうした取り組みを背景に、国連が提起したのが2015年のSDGsである。SDGsは、環境や労働などの分野ごとであった取り組みを有機的に結合し、政府や企業・団体が目指すべき2030年までの目標を提示したものである。SDGsの特徴は企業やNGOを巻き込んだものであるという点である。「国連の企業化」という批判の声もあるが、

SDGsは社会と環境を大きく改善する世界的な取り組みとなっていく。2017年の世界経済フォーラム「ダボス会議」ではSDGsの目標が企業にとって意味あるものとして論議されている。

PRIの提起から生まれたESGの追求は、SDGsの提起と併せて、今日では世界の上場企業・大企業にESGに関する情報開示を求める基準として広がってきている。EUは2014年に、従業員500名以上の企業に対し、ESG情報の開示を義務付ける非財務情報開示指令を出し、2016年からEU各国での具体化が図られている。他の国の証券取引所でもESG情報開示を義務付ける動きが活発で、2014年オーストラリア、2015年インド、台湾、マレーシア、2017年シンガポールで義務化がなされている。アメリカはESG情報開示ガイドを発行しているが推奨にとどまっておらず、日本ではまだ何らのルールも導入されていない。

ESGの一翼をなす環境・気候変動問題に関してはその対策をめぐる深刻な議論が行われている。2015年には金融安定理事会（FSB）により「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）が設置され、同年末にはCOP21パリ会議が開催された。そこで新たなパリ協定が締結され多くの国が批准している（日本は批准に遅れ、「石炭火力」の休・廃止も遅々として進んでいない）。国際NGOが提起する「RE100」は、企業が使用する再生可能エネルギーを100%にする活動を呼びかけている。多くの企業は積極的に応じ、すでにマイクロソフトは100%、アップルは93%達成済みの段階にある（参加日本企業は20数社であるが、100%目標を2030年以降に定めただけで終わっている）。

ESG情報開示をめぐる動きは急速である。現在はまだ統一がされていない各国ごとのESG情報開示を統一化する基準の提起が進んでいる。1つは、国連のUNCTADが19年6月に発表したSDGsの「コアとなる指標に関するガイダンス」（GCI）である（UNCTAD、2019）。これはSDGs

の達成に貢献するための企業報告に関するガイダンスとされている。もう1つは、世界経済フォーラムが20年1月に公表したESG基準の草案である（WEF、2020b）。これまでの情報開示基準をもとに世界の4大会計事務所の協力によって作られた案で、統一的な基準とすることを意図している。2020年中には国連と世界経済フォーラムを中心にESG基準の統一化が進むことが予想されている。



7. 人権が大きなカギ

上で見た多国籍企業の社会的責任を強化する取り組みは、ESG基準の制定やSDGsの追求を通じて前進してはいるが、企業や機関投資家の自発的な規制への協力を前提としたもので法的拘束力に欠けるものである。多国籍企業を真の意味で規制するには国際条約とそれにもとづく各国での法制化が必要となる。国連は過去に条約作りに挑戦してきたが、現在、取り組んでいるのは国連人権指導原則にもとづく国際条約の締結である。国連人権理事会の政府間作業部会で2018年に条約の草案が作られ、20年8月には第2次草案が提案されている。条約化に反対する政府や企業もあって難航しているが、人権をベースに企業の社会的責任を迫る動きは強くなっていくと思われる。条約草案の中では、各国が国内法において人権に関するデューデリジェンス（デューは義務、デリジェンスは努力という言葉で、適正な調査・対応を意味する）を企業に求めることを要請しているが、条約を待たずにいくつかの国で法制化が進んできている。

以下は何らかの法制化がなされた国の一覧である。この他に国ではないが、これに先んじて2012年にアメリカのカリフォルニア州においてサプライチェーン透明法が制定されている。

2015年 イギリス 現代奴隷法
2017年 フランス 人権デューデリジェンス法
2019年 オーストラリア 現代奴隷法
2019年 オランダ 児童労働人権デューデリ
ジェンス法 (22年施行)

現在、EU 各国でも法制化が取り組まれており、ドイツ、イタリア、スウェーデン、フィンランド、デンマーク等で準備が進んでいる。EU レベルでも人権デューデリジェンスのルール化が近いとされている。

国連人権指導原則を作成したハーバード大学ジョン・ラギー教授によれば、人権デューデリジェンスはビジネスにおける人権尊重へと企業を導いていくための「実践的かつ達成可能なアプローチ」(ラギー、2014、207ページ) であるとしている。ラギー教授は国連の演説で、企業が人権を守るかどうか「企業とマーケットが社会において持続可能となるかどうか」の岐路となっていると述べている (同上、263ページ)。

今日の人権の範囲は大きく広がっている。「AI と人権」「気候変動と人権」も大きなテーマとなりつつある。GAF A などの ICT 企業がビジネスの対象とするデジタル情報は、プライバシー侵害や差別 (ヘイト投稿やジェンダー差別) などの人権問題に深く関わっており、有効な規制が模索されている (EU 一般データ保護規則など)。気候変動をめぐるのは、オランダ最高裁が、気候変動は人権に対する脅威であるとして、温室効果ガス削減を強化する国家の義務を認める画期的な判決を下している。情報や気候変動の問題も人権を侵害し、人間社会を根底から崩しかねないものとなっているのである。

筆者は、企業に人権を遵守させることができるかどうか、今日の経済と社会の方向を左右するもっとも重要な課題の 1 つとなっていると考えている。



8. 日本企業はどこに向かうのか

これまで世界の動きを見てきたが、その中で日本の大企業はどのような位置にあるのであろうか。そしてどこへ向かおうとしているのであろうか。

世界のグローバル企業が、デジタル・エコノミー化の推進者となり、モノ作りからデジタルによるサービスやネットワークの提供へと経営の中心を移し、有形資産ではなく無形資産の形成に資金を投下し、独占的なプラットフォーム・ビジネスを展開するに至っていることは見てきた通りである。他方で、そうした中から ESG の社会的要請に応え、SDGs を目指す企業も生まれて来るという側面も強まっている。

日本の企業はそうした世界のドラスティックな変化の動向からすれば、遅れをとった状況にあると思われる。

まず、日本は自民党政権の下で、今なお周回遅れの新自由主義的な路線を進んでいる点に遅れの大きな要因がある。それに対して、欧米、とくに EU では 21 世紀に入って以降、新自由主義からの脱却が図られている。アメリカでも新自由主義への批判のたたかきが高まり、19 年にはアメリカの経営者団体は株主資本主義からの転換が必要であるという声明を出すに至っている。欧米では、多国籍企業への規制や気候変動への取り組みがなされ、新自由主義的な株主中心の経済から環境を含む多くのステークホルダーのための経済を追求する方向へと転換が行われつつある。

他方、日本は 90 年代後半から新自由主義的な政策が展開され、2000 年を前後してこれまでとは異質な経済構造が生まれ出されてきた。筆者は、内部留保分析の論稿を発表してきたが、その中で、日本企業が人件費の削減と法人税減税から生まれた

表3 研究開発費の国際比較 (2007年を1.00)

	日本	アメリカ	EU28カ国	中国	韓国
2007年	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2008年	0.99	1.07	1.09	1.24	1.10
2009年	0.91	1.07	1.11	1.56	1.21
2010年	0.90	1.08	1.15	1.90	1.40
2011年	0.92	1.13	1.23	2.34	1.59
2012年	0.91	1.15	1.28	2.78	1.77
2013年	0.96	1.20	1.33	3.19	1.89
2014年	1.00	1.26	1.39	3.51	2.04
2015年	1.00	1.31	1.45	3.82	2.11
2016年	0.97	1.36	1.50	4.23	2.22
2017年	1.01	1.43	1.60	4.75	2.52

(出所) 夫馬 (2020) 134ページの表にもとづき筆者作成。

資金を膨大な内部留保としてこの20年間、蓄積してきたことを明らかにしてきた(小栗、2018)。そうした内部留保は国内での設備投資(有形資産の形成)に向かうのではなく、海外子会社や金融資産に投資され、国内の市場は縮小するばかりとなった。その結果、多国籍化によって海外市場で稼ぐことが大企業の収益の柱になり、国内市場では人件費の削減による消費の低迷を海外からの観光客によるインバウンド需要に頼って補う形となった。

コロナパンデミックは、そうした海外進出とインバウンドで稼ぐ日本経済の構造を直撃した(小栗、2020b)。多国籍化(海外子会社)による海外市場依存は、これまで欧米の企業がたどった方向ではあるが、すでに見たように、先進国の企業は海外投資を縮小して国内回帰をし、新しいサプライチェーンを形成するなど、投資の戦略を転換してきている。日本企業もDXを目指すとしているが、それを担う人材としての従業員の教育には費用はほとんどかけられていない。従業員の能力開発に支出する費用のGDPに対する割合は、アメリカが2%超であるのに日本は0.1%に過ぎない(「日経新聞」2020年7月7日)。日本は非正規雇用拡大に現れているように、労働者を使い捨てることのみを活路にしている。DXを支える研究開発費の支出も先進国では最低の水準にある(表3参照)。

大学や研究者への研究費が削られ、GDPに占める教育への支出もOECD諸国の中で最低となってきている。こうした未来に向けた投資に消極的な日本は、新しい産業構造へと向かう世界のメガトレンドに背を向けているといっても過言ではない。

またすでに見たように、ESG基準への取り組みも遅れ、気候変動への対応でも積極的に動こうとしていない。2020年にドイツのNGOによって、日本がもっとも気候変動の被害を受けた国とされたが、日本の中では、大企業による環境破壊がそ

の原因であるとの認識は希薄である。日本は、気候変動へのたたかきが先進国の中で遅れた国の筆頭となっている。

人権デューデリジェンスの論議は広まっておらず、日本の企業は欧米の企業と比較して、社会的責任を果たすための枠組みもほとんどなく、それに向けた高い見識も見られない。SDGsの追求も遅れており、表面的なものにとどまっている。世界を見れば、開明的で先進的な企業が増大し、ビジネスでもリーダーシップを発揮していこうとする状況が生まれていることと比べて、残念ながら日本においてはそうした企業はまだ多く現れていない。



9. 新たな資本主義をめぐる論議

コロナパンデミックの中で、アフター(ポスト)コロナの段階の経済のあり方が論じられてきているが、そこでは企業のあり方も問われている。それはどのような資本主義を目指すかという問いでもある。

2020年1月の世界経済フォーラム「ダボス会議」においては、「ステークホルダー資本主義」(Stakeholder Capitalism)という提起がなされ

た。1973年に起草されたマニフェストに対して、「公平な課税、反汚職、役員報酬、人権の尊重を含め、現代における重要な問題に言及するステークホルダー資本主義のビジョンを示す」とした改訂がなされた。それに関連したいくつかの文書が出されたが、労働分野では「COVID-19パンデミック下の労働力に関する指針—危機におけるステークホルダー資本主義」と題する文書が公表された（WEF、2020a）。そこで示された5つの指針の中心は、従業員とすべてのステークホルダーの利益を考慮するという点にある。世界経済フォーラムによるステークホルダー資本主義の提起はコロナパンデミックへの対応という意味ももっており、今後の経済のあり方に大きなインパクトをもたらすと考えられる。

これに先立ってステークホルダー重視を打ち出したのは2019年8月のアメリカの経営者団体ビジネス・ラウンド・テーブルの声明であった。声明では、これまでは「企業は株主のために存在する」としてきたが、株主第一主義を見直し、すべての利害関係者の利益に配慮することを宣言し、世界のビジネス界に衝撃を与えた。これまでの「株主資本主義」が格差拡大等の社会問題を生み出してきたことへの批判の高まりに押されて生まれた変化である。

ダボス会議でのステークホルダー資本主義の提起は、こうした動きを反映したものと考えられる。コロナパンデミックの中でアフター（ポスト）コロナにおける経済のあり方をめぐる論議が活発化しており、資本主義の進路について様々に検討されている。そうした中でどのように資本と対決していくかという問題を労働運動の側も考えざるをえないのではない。

ステークホルダー資本主義の提唱に対し、口先だけの議論で欺瞞的なイデオロギーに過ぎないと批判の声も強い。反ダボス会議のNGOパブリック・アイは「放火魔が消防士を自認しているようなもの」と酷評している。

筆者は、米ビジネス・ラウンド・テーブルやダボス会議によるステークホルダー資本主義の提起は、資本の側の危機感の現れであり、従来のままの株主資本主義では経済運営が立ち行かないことへの対応であると考えている。国連や他の国際機関によるグローバル企業に対する規制の強化の取り組みも大きく関係している。ステークホルダー資本主義の提起は、それまでの新自由主義的な経済運営を大きく転換するものであるといわねばならない。

しかし、問題となるのは、ステークホルダー資本主義は実現可能かという点である。ダボス会議に出席した労働組合「ユニ（UNI）グループユニオン」のホフマン書記長は「もしステークホルダー資本主義をただの良いアイデアの寄せ集めではなく、全く新しいものにするなら、労働者など人々の利益になるよう根本的なパワーシフトを示すべきだ」と述べているが、ステークホルダー資本主義を実体あるものとするか否かをめぐって、資本と労働は対抗せざるをえない。



10. ステークホルダー資本主義は可能か

ステークホルダー資本主義に近づく方策としてこれまで提起されているのが、従業員の意見を反映する仕組みをもつガバナンスの方式に変えていくことや、先に述べたESG基準を統一し企業のESGやSDGsへの取り組みを強化することである。またそれらを法的に拘束する人権デューデリジェンスについての法制度を作ることなどである。

従業員の声を経営に反映する仕組みについて、イギリスでは2018年に会社法上のガバナンス・コードが改訂され、①従業員代表を取締役にする、②従業員諮問会議を設置する、③従業員との対話を担当する執行取締役を置く、のうちの1つ

図 SDGs 達成のための4つの領域のESG指標(国連GCI)

<p style="text-align: center;">＜経済 (Economic) 領域＞</p> <p>収益 付加価値 (租付加価値) 純付加価値 税額・その他の政府への支払 環境への投資額 地域 (コミュニティ) への投資額 研究開発費 現地での調達割合</p>	<p style="text-align: center;">＜社会 (Social) 領域＞</p> <p>管理職の女性の割合 従業員 (1人当り) の平均教育・訓練時間 従業員 (1人当り) の教育・訓練のための支出 従業員の賃金・給付の収益中の割合 (雇用形態とジェンダーごとの割合) 従業員の健康と安全のための支出割合 労働災害の頻度 労働協約によって保護される従業員の割合</p>
<p style="text-align: center;">＜環境 (Environmental) 領域＞</p> <p>水のリサイクルと再利用 水の有効利用 水の汚染 廃棄物の削減 廃棄物の再利用・再生・リサイクル 有害廃棄物 温室効果ガスの1次 (直接的) 排出 温室効果ガスの2次 (間接的) 排出 再生利用可能エネルギー</p>	<p style="text-align: center;">＜制度 (Institutional) 領域＞</p> <p>取締役会の開催数と出席率 取締役会における女性の人数と割合 取締役の年齢幅 監査委員会の開催数と出席率 取締役の報酬総額 訴訟の和解に支払われる負担金額 腐敗防止のための教育の回数と平均時間 (1人当たり従業員)</p>

(出所) UNCTAD (2020) 204ページの図にもとづき筆者作成

以上の実施を2019年から上場企業に義務付けている。ドイツでは、執行役をチェックする監査役会において従業員代表が半数または3分の1選ばれる共同決定方式が以前からとられているのは周知のことである。

そうしたドイツをモデルに、アメリカでも取締役会に従業員代表を入れる案が模索されている。民主党の大統領候補だったバーニー・サンダース上院議員は取締役の45%を従業員から選出することを提案し、同じく大統領候補だったエリザベス・ウォーレン上院議員は新しい会社法 (説明責任を持つ資本主義) 案を2018年に議会に提案し、そこでは取締役の40%以上を従業員から選出するなどの提起をしている。

従業員代表の経営への関与を資本の支配のカモフラージュにしたり労働者の融和策にすることがないように、従業員の参加によって、社会や環境全体に関わるすべてのステークホルダーのための経営に変わるようにしていかなければならない。労働の側が人権や社会的責任についての認識を高

め、資本の側にその取り組みを迫っていくことが不可欠となる。

そうしたすべてのステークホルダーを意識した経営を可視化するのはESGのための情報開示である。ESG情報開示基準が統一化され義務化される方向にあることはすでに述べたが、そうしたことが実現すると企業の行動にも変化が強いられてことになる。どのような情報が開示されるべきかについて国連のGCI (コアとなる指標に関するガイダンス) を見てみたい。図は国連のGCIが求めるSDGs達成のためのESG情報である。

SDGs達成のための情報は4つの領域からなる。経済領域、社会領域、環境領域、制度領域の4つである。

経済領域で重要なのは、付加価値と環境や地域 (コミュニティ) への投資、研究開発への投資の開示である。すべてのステークホルダーに付加価値がどのように分配されているかを示すことがステークホルダー資本主義の基礎となる。環境と地域はそのステークホルダーの重要な構成者であ

り、それぞれへの投資は付加価値の分配を意味する。研究開発費はこれからの企業の最重要な経営資源となる無形資産への投資を表す。

社会領域では、従業員に関する情報が中心となる。女性管理職の割合や雇用形態、ジェンダーごとの賃金に関する情報開示などが求められている。そうした労働に関する問題を社会領域と見る視点は重要であり興味深い。企業内が社会的で公正な環境になっているか否かを明らかにしようとしているのである。また従業員の教育・訓練に関する情報を重視している点も指摘しておきたい。特にICT化が企業経営の盛衰を左右する中で、従業員の知的能力を高めることは重要なカギとなっている。

環境領域では、水、廃棄物の有効利用や再利用、温室効果ガスの排出、再生可能エネルギーなどに関する情報開示が求められている。それらの情報はパリ協定やGRI (Global Reporting Initiative) の略で、民間企業、政府機関、その他の組織におけるサステナビリティ報告書への理解促進とその作成をサポートするNGO)、TCFDの提起した基準にもとづくものとなっている。

制度領域では、ガバナンスに関する情報が中心となる。取締役会や監査委員会の開催度合、メンバーにおける女性の割合、年齢分布、報酬などの情報が求められる。また腐敗防止のための教育にどう取り組んだかについての情報が要請される。

こうしたSDGs達成に関するESG情報は、企業がすべてのステークホルダーの利害を守り、社会的責任をどう果たしているかを示す重要な指標になると考えられる。図にあるような情報開示を要求し、それらの情報数値の改善を求めることが必要である。そのことを通じてSDGsの達成を運動の側が迫ることが重要な課題となるのではないか。

そのうえで、企業における人権の遵守を提起することが運動のさらなる大きな課題となると考えられる。SDGsの基礎となるのが人権であるから

である。人権への取り組みがなければSDGsやESGは企業の単なる努力目標になりかねない。そのためには日本でも人権デューデリジェンス法を制定させることなどが重要な目標となる。企業経営の基本に憲法を軸として人権が据えられるようになれば、コロナ禍の中での雇用確保や休業補償、低い最低賃金、劣悪な労働条件や職場での様々な差別、下請けやサプライチェーンにおける不当な扱い、など企業が関わるあらゆる問題における改善が要請されることになる。

このような取り組みがあってはじめて、ステークホルダー資本主義を実体あるものにすることが可能となると思われる。



11. おわりに—企業を変えていくこと

コロナパンデミックの中でグローバル企業がとろうとしている戦略にどう立ち向かうかについて私見を述べてきたが、今日の資本主義をどのように捉えるかについては様々な意見や異論もあるであろう。アフター（ポスト）コロナにおける経済と社会の新たな変容が想定される現段階はまさに資本主義の転換点に差し掛かっていると見なければならぬ。現在が人類社会の転換点にあるとすれば、大いに議論をして適切な解を求めていくことが必要となる。

その1つが、企業を変えていくことである。筆者はマルクスの『資本論』を読んだ際、第3巻の中で、株式会社という形態は、資本主義的生産様式の限界の中ではあるが「私的所有としての資本の廃止」であり、「社会的機能に再転化するための通過点」であるとマルクスが述べているのを読んで感銘を受けた（『資本論』新日本新書版⑩757～8ページ）。この点はこれまであまり解明されていないが、今日の企業をめぐる状況を明らかにするのに必要な理論的な視点である（筆者の見解

については小栗（2016）を参照されたい。

マルクスの言わんとすることは、株式会社の中で労働者が社会的な力を発揮して、資本の力を弱め否定していく運動が可能であるという点である。「株式会社の資本性を抑え込み、社会的存在へと変えていくことが変革的な課題となる」（小栗、2016）。株式会社を「資本の側と社会の側のどちらのものとするか」という「対立をめぐる『つなひき』が長期にわたって行われる」ことになる。企業の社会的責任を問い、企業を変えていくことは単なるスローガンではなく、株式会社が社会的存在となりうる客観的根拠にもとづく正当な要求である。

コロナパンデミックの中で、グローバル企業の戦略に対抗して新しい経済と社会を生み出すためには「企業を変えていく」ための運動が重要となっているのである。

〈参考文献〉

- 小栗崇資・夏目啓二（2019）『多国籍企業・グローバル企業と日本経済』新日本出版社。
- 小栗崇資（2012）「多国籍企業の規制とグローバルスタンダード」丸山恵也編著「現代日本の多国籍企業」新日本出版社。
- （2016）「株式会社とは何か—マルクスの「所有と機能の分離論」から」『経済』2016年12月号。
- （2018）「内部留保の社会的活用」『労働総研クォーターリー』2018年秋季号。
- （2019）「多国籍企業の財務構造と会計・税制」小栗・夏目、前掲書。
- （2020）「コロナ危機下の3月期決算をどう見るか」『経済』2020年8月号
- 齋藤浩史（2020）『GAFAsの決算書』かんき出版。
- ジョン・ジェラルド・ラギー（東澤靖訳）（2014）『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店。
- 夫馬賢治（2020）『ESG 思考—激変資本主義1990 - 2020』講談社α新書。
- ラナ・フォルナー（長谷川圭訳）（2020）『邪悪に堕ちたGAFAs』日経BP。
- OXFAM International（2020），“Pandemic Profiteers Exposed: A COVID-19 Pandemic Profits Tax as one essential tool to reverse inequalities and rebuild better post-pandemic”，OXFAM media briefing.
- UNCTAD（2019）, Guidance on core indicators for

entity reporting on contribution towards implementation of the Sustainable Development Goals, United Nations.

UNCTAD（2020）, World Investment Report 2020: International Production beyond the Pandemic, United Nations.

World Economic Forum（2020a）, “Workforce Principles for the COVID-19 Pandemic: Stakeholder Capitalism in a Time of Crisis”, <http://www3.weforum.org/docs> WEF

World Economic Forum（2020b）, “Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation”, <http://www3.weforum.org/docs> WEF

おぐり たかし 1950年、愛知県生まれ。2020年3月まで駒澤大学経済学部教授。現在、駒澤大学名誉教授、労働総研常任理事、生協総研監事、会計理論学会常任理事。

〈専門〉会計学、経営分析。

〈著作〉単著『株式会社会計の基本構造』、中央経済社2014年（会計理論学会賞受賞）。単著『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社、2002年（日本会計史学会賞受賞）。共著『多国籍企業・グローバル企業と日本経済』新日本出版社、2019年。共著『内部留保の研究』唯学書房、2015年。共著『内部留保の経営分析』学習の友社、2010年など多数。